

重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	合同会社 轍
所在地	〒860-0863 熊本市中央区坪井1丁目7番地6号
電話番号	096-288-385
代表者氏名	代表社員 宮本 博文
設立年月日	平成26年8月8日

2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助
事業所の名称	グループホーム轍
事業所の所在地	熊本市中央区坪井1丁目7番地6号
連絡先	電話番号 096-288-2385 ファックス 096-288-2386
管理者	宮本博文
サービス管理責任者	宮本博文
サービスの実施地域	熊本市、(その他)
主たる対象者	精神障害者、知的障害者、発達障害者
定員	19名
開設年月日	令和3年5月1日
事業所番号	4320102371

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) グループホーム轍（坪井）[定員5名]

構造	軽量鉄骨造 / 3階建て
居室	洋室1R (7.5畳・全個室)
設備	風呂、トイレ、電気照明、エアコン、防火カーテン

(2) グループホーム轍（池田）[定員7名]

構造	鉄筋コンクリート造 / 4階建て
居室	洋室1R (11畳・全個室)
設備	風呂、トイレ、電気照明、エアコン、防火カーテン

(3) グループホーム轍（黒髪）[定員7名]

構造	鉄筋コンクリート造 / 3階建て
居室	洋室1R (8畳・全個室)
設備	風呂、トイレ、電気照明、エアコン、防火カーテン

5. 職員の配置状況

職 種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			0.5
サービス管理責任者	1		1			0.5
世話人	4	3		1		4

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

○各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	9:00~18:00
サービス管理責任者	9:00~18:00
世話人	1)7:00~16:00 2)9:00~18:00 3)7:00~9:00 4)16:00~18:00 5)18:00~7:00
看護職員	常時の配置しており、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれるよう体制を整備しています。
夜間～深夜の時間帯を通じて、利用者の体調不良や防災に関する緊急事態に対応するための体制を確保します。	
緊急時連絡先 管理者・サービス管理責任者：宮本博文 TEL:096-288-2385	

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となる場合があります。

6. 訓練等給付から支給されるサービス

①基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食 事	・世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し提供します。 〈食事時間〉※月曜日～金曜日（祝日も提供いたします） 朝食 7：15～9：00 夕食 16：15～18：00
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄支援を行います。
着脱衣	季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行います。
整容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援を行います。
清掃	入居者が快適な生活を送れるよう、共同生活住居内の環境を清潔に保つことに努めます。居室以外の場所の清掃は職員が行うことを原則とします。また居室についても状況に応じて支援を行います。
安全管理	入居者の生活が安全で安心感のあるものとするため、必要な改善、修繕などの措置を講ずる等、ハード面における安全確保の他、共同生活住居における入居者の安全配慮など安全面について対応を行い、安全確保に努めます。

②日中活動にかかわる支援

種類	内容
日中活動支援	日中活動先と連携し、情報共有や調整等を行います。

③社会生活にかかわる支援

種類	内容
相談及び援助	入居者及び家族、その法定代理人または身元引受人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。
コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することができるように支援します。
人間関係	必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることができるよう支援します。
金銭管理	基本的には入居者自身で行っていただきますが必要に応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援します。
情報提供	社会参加を図る一環として、有益で必要な情報を入居者へ提供致します。
社会資源の利用	入居者がより社会との関わりをもてる生活を送ることのできるよう、地域住民の活動参加等社会資源の活用を図ります。

④保健医療にかかわる支援

種類	内容
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。また、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれるよう体制を整備しています。緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
服薬管理	管理が必要な入居者については医師の処方にもとづき、職員が入居者の服薬を管理します。
通院・治療	サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は通院します。急な発熱などについても、必要に応じて付き添いを行います。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。

⑤その他

サービス提供記録	①適正に記録し管理保管します。 ②ご希望の方は、閲覧できます。 ③ご希望の方は、複写物の交付を致します。
----------	--

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1)訓練等給付費の内容・料金

①基本部分（1日につき）

名称	料金
外部サービス利用型共同生活援助サービス費（I） 世話人配置（4：1）	2430 円

②事業所の体制等に係る加算（1日につき）

名称	算定要件	料金
夜間支援等体制加算Ⅱ1	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な巡回や緊急的な支援等を提供できる体制を確保している場合	1,120 円
夜間支援等体制加算Ⅲ	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して病状の急変その他緊急の事態が生じた時に、利用者の呼出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合	100 円
医療連携体制加算Ⅶ	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している場合	390 円

③その他必要に応じ算定する加算等（1日につき）

名称	算定要件	料金
入院時支援特別加算	利用者が入院した際に一定の支援を行った場合（月1回を限度）	5,610円 (3日以上7日未満) 1,122円 (7日以上)
帰宅時支援加算	利用者の帰宅に伴い連絡調整等の支援を行った場合（月1回を限度）	1,870円 (3日以上7日未満) 3,740円 (7日以上)
長期入院時支援特別加算	3日以上入院期間中に週1回以上訪問し、一定の支援を行った場合	760円
長期帰宅時支援加算	3日以上利用者の北区に伴い連絡調整等の支援を行った場合	250円

④処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	職員に対し別に厚生労働大臣が定める基準に適合する賃金改善等を実施しているものとして届出た事業所を対象とする加算	①～③の合計額に15.0%を乗じた額
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	福祉・介護職員処遇改善加算を算定する事業所が、更なる処遇改善の実施を届出し、その具体的取組内容を公表している場合に対象となる加算	①～③の合計額に1.6%を乗じた額
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員処遇改善加算を算定する施設が、福祉・介護職員等に対し、ベースアップを実施しているものとして、島根県知事に届出た施設を対象とする加算	①～③の合計額に2.6%を乗じた額

(2) 訓練等給付費の利用者負担額

訓練等給付費に係る利用者負担は、原則利用料の1割となっておりますが、所得に応じて負担上限月額が設定されています。1か月に利用したサービスの量に関わらず、負担上限月額以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般2	上記以外	37,200円

※市町村民税課税世帯の場合は一般2となります。

※訓練等給付費について、事業者が代理受領を行わず、利用者が償還払を希望する場合は訓練等給付費の全額を一度お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、領収書を添えてお住いの市町村に、利用者負担額を除く訓練等給付費の支給を申請してください。

(3) その他の利用料金

住居の名称	項目	費用の額	備考
グループホーム 轍	家賃	31,000 円/月	前払いとします。
	食費	朝食 450 円/1 食 夕食 650 円/1 食	実費負担です。
	水道光熱費	実費負担	各供給会社と個人で契約が必要です。

※所得の低い方に対する家賃の負担軽減措置がありますので、詳しくは担当のサービス管理責任者へお尋ねください。

※共同生活住居への入居開始又は退去が月の中途の場合の家賃は日割りで計算します。

※火災保険の加入が必要です。上記以外に火災保険料の支払いが必要です。保険料については契約する保険会社にご確認いただき、保険会社に直接お支払いください。

8. 利用料等の支払い方法

(1)金融機関での支払

毎月 5 日頃、請求書をあらかじめ指定された住所へお送りしますので、到着後速やかに振込先へお支払いください。なお、振込手数料等は払込人の負担となります。

(2)現金による支払

当事業所の職員へ請求書をお持ちになりお支払い下さい。

(3)自動振替

希望の方は手続きします。

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1)利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 苦情相談担当窓口	・窓口担当者 宮本博文 ・電話番号 096-288-2385
熊本市障がい保健福祉課	・所在地 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ・電話番号 096-361-2588
熊本県福祉サービス 運営適正化委員会	・所在地 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県社会福祉協議会内 ・電話番号 096-324-5471

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所 相談窓口	・窓口担当者 管理者 宮本博文
熊本市障がい者 虐待防止センター	・所在地 熊本市中央区手取本町1番1号 ・電話番号 096-363-9111

11. 協力医療機関

医療機関の名称	柏木医院		
所在地	熊本市中央区坪井2丁目8-17		
電話番号	096-343-5108		
診療科	内科	入院設備	無し

12. 指定居宅介護委託機関

機関の名称	合同会社 リバティ
所在地	熊本市中央区保田窪1丁目7-27
電話番号	096-285-4767

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・スプリンクラー 無 ・消火器 有
平時の訓練	別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：令和 年 月 日 防火管理者 ：宮本博文
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損保株式会社 加入保険内容 ：タフ・住まいの保険/ワイド

1 4. 当事業所ご利用の際の留意事項

設備・器具の利用	共同生活住居の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	居室内および敷地内での喫煙は禁止しています。
火災予防	火災予防のため、居室内では火器の使用を禁止しています。電気製品等は適正に使用するなど、火災予防に努めてください。
衛生保持	グループホーム内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、希望により管理者及び世話人にて管理を致します。
外出・外泊	外出・外泊の際は職員に申し出てください。外出・外泊中に罹患したり怪我等を負ったりした場合は、速やかにご連絡ください。
動物飼育	事業所内での動物飼育はできません。
宗教活動・営利活動	入居者の思想・信仰は自由ですが、他の入居者や職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
迷惑行為など	騒音など他の方に迷惑になる行為はご遠慮ください。
トラブル防止	トラブル防止のため、入居者同士の金銭や物の貸し借りはご遠慮ください。また、家族や法定代理人または身元引受人等、関係機関職員等以外の居室への入室はお断りください。